

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）	備考
4	税務課	軽自動車税	-			
			1-1, ② 事務の概要	小野町は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。 賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。  番号法の別表第二に基づいて、小野町は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	市町村は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。  原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、市町村は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	
			1-1, ③ システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	1 軽自動車税システム 2 収納消込／滞納管理システム 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー	
			1-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の24の項	
			1-4, ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） ：なし （軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）  （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） なし （軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48の項	
			1-5, ② 所属長の役職名	課長	税務課長	
			1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp	
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	令和5年10月31日時点	令和8年2月27日時点	
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である	プルダウンから選択してください。
			IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠）		人為的ミスが発生するリスクに対し ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 などの必要な対策を講じている。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。
IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	プルダウンから選択してください。			
IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 （判断の根拠）		・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 などの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。			